

議会『村議会に』紀行『聞こう』

村民の皆さまからよく聞かれる疑問に答えてみました。

ふるさと寄附金(ふるさと納税)とは？

ふるさと納税は、自治体（都道府県・市区町村）に寄付することで、寄付金額に応じた税金の控除を受けられる制度です。寄付先の地域から特産品などの返礼品をもらうことができ、実質的に税負担を軽減しながら地域貢献ができます。好きな自治体を選んで応援できる点が特徴です。

自治体に対して2,000円を超える寄附をした場合、その2,000円を超える部分が、「その年分の所得税」と「翌年度分の個人住民税」から寄附金控除されます。（ただし、個人住民税所得割の2割までしか控除されないなど、一定の制限があります。）

「ふるさと納税制度」とされていますが、どの自治体に対する寄附でも対象となります。出身地でなくても構いません。また、南阿蘇村民が南阿蘇村に対して行う寄附も対象です。（ただし、返礼品はもらえません。）

控除を受けるためには、原則、寄附をした翌年に確定申告を行うことが必要です。

なお、確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」があります。



ふるさと納税 HP

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる自治体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

実際に活用した企業からも「自治体等との新たなパートナーシップ構築に繋がった」、「企業に求められているSDGsやESGに寄与できた」といった声をいただいています。

